

1. 業務名

「神戸のとびら」事務局運営業務

2. 趣旨

神戸観光局では、地域団体や事業者と連携し、神戸ならではの上質な体験プログラムを提供する着地型観光事業『神戸のとびら』を令和 4 年 10 月よりスタートさせた。

これまで本事業は、地域の関係者と共に神戸の魅力を再認識する多彩なプログラムを展開してきたが、さらなるリピーター層の拡大および全国からの誘客のためにはコンテンツの質を高め、多様なニーズに応える幅広いプログラム開発が必要である。

については、本事業のさらなる拡充と魅力あるプログラムの継続的な提供のために、「神戸のとびら」運営事務局の委託についてプロポーザルを実施する。

3. 業務内容

仕様書のとおり

4. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

※上記委託期間の履行状況が良好だと当法人が判断した場合、最長 3 年（令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日）まで契約を延長する可能性がある。

5. 委託金額

上限 2, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 応募資格

応募にあたっては、下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 神戸市および隣接市町村で募集型企画旅行が実施可能な旅行業に登録していること。
- (2) 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること。
- (3) 代表者および役員に破産者および拘禁刑に処されている者がいる企業等でないこと。
- (4) 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと。
- (8) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (9) 神戸市及び神戸観光局における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (10) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(11) 6 か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと。

(12) 国税および地方税を滞納していないこと。

## 7. 事業者選定スケジュール（予定）

- ・令和 8 年 2 月 6 日（金）：プロポーザル実施要領等の公表
- ・令和 8 年 2 月 12 日（木）：質問書提出締切（10 時必着）
- ・令和 8 年 2 月 16 日（月）：質問回答日
- ・令和 8 年 3 月 5 日（木）：提案書等提出締切（17 時必着）
- ・令和 8 年 3 月 11 日（水）：選定審査会（プレゼンテーション審査）
- ・令和 8 年 3 月中旬：審査結果通知、契約締結等
- ・令和 8 年 3 月下旬：業務開始・システム運用引継ぎ
- ・令和 8 年 4 月 1 日：事務局運営開始

## 8. 応募方法

### (1) 応募書類

以下の書類をまとめて期日内に提出すること。

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 指定見積書（様式 2）
- ③ 企画提案書（様式・添付任意）

※指定見積書については、必要に応じて項目の追加・変更を認める。

### (2) 提出方法

電子メールで担当部署（末尾「問い合わせ先」）にメールで送付すること。また、送付後に電話での着信確認を行うこと。持参や郵送による原本の提出は求めない。

### (3) 質問について

仕様書や公募要領に対して質問がある場合には、質問書（様式 3）を作成し、質問受付期間中に担当部署（末尾、「問い合わせ先」）にメールで送付すること。回答は、質問回答日に当法人ウェブサイト（<https://kobe-dmo.jp/>）にて掲載する。

## 9. 審査について

### (1) 審査方法

提出された企画提案書について、対面方式によるプレゼンテーション審査を行う。具体的な日程や内容については、応募者に別途通知する。なお、応募多数の場合は企画提案書による書類審査を行い、通過者のみに対してプレゼンテーション審査を実施する。

### (2) 審査基準

- ① 提案内容 40 点
- ② 運営体制 40 点
- ③ 見積 10 点
- ④ 地元企業に対する優先的取り扱い 10 点

※地元企業・準地元企業とは、本社や支社、営業所などの事業所を神戸市内に有するものを指す。

### (3) 審査結果

令和8年3月中旬までに、応募事業者全員に選定結果を通知するとともに、神戸観光局ホームページで委託予定事業者を公表する。但し、審査結果に対する質問は受け付けない。

### (4) 失格

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は直ちに失格とする。また失格に伴い当法人に損害が発生した場合には、応募事業者が一切の責任を負う。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ③ 応募資格を満たしていない場合
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 10. 契約

- (1) 一般財団法人神戸観光局業務委託契約約款を適用して、委託予定事業者と一般財団法人神戸観光局との間で、委託契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者が辞退又はこの募集要領の規定に違反した事等の理由により、この業務を受託できなくなった場合は、次点者と委託契約を締結できるものとする。尚、採択後は契約締結前であっても、業務移行を円滑に進めるため、当法人と十分な打合せを行い、速やかに業務に着手できるよう準備すること。

## 11. 留意事項

- ・本件の参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類の提出後の差し替えは認めない。
- ・提出期限後の応募は無効とする。
- ・応募後の辞退は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- ・提案内容は当法人に帰属するものとし、当法人の許諾なく第三者に公開、提供しないこと。
- ・提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- ・著作権侵害があった場合、応募者が一切の責任を負う。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（一般財団法人神戸観光局情報公開要綱に基づく公開を除く）。
- ・個人情報には本選考目的以外には使用しない。

## 12. 問い合わせ先（提出先）

一般財団法人神戸観光局 観光部 中辻、平鹿、俵

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 9階

電話：078-230-1120

メールアドレス：tourism\_promotion@kcva.or.jp

ホームページ：https://kobe-dmo.jp/